

神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない者）

第2条の2 条例第6条第2項第4号に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この条において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターから、配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（次号において「配偶者等からの暴力」という。）の被害を理由として保護を受けていることの証明書の発行を受けている者
- (4) 配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所若しくは市町村又は行政機関と連携して配偶者等からの暴力を受けた者に対する支援を行っている民間の団体から、配偶者等からの暴力の被害を理由として保護を受けていることの確認書の発行を受けている者

第3条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める期間とすることができる。

第3条の5に次のただし書を加える。

ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める年齢とすることができる。

第9条中「第9条第2項第7号」を「第9条第2項第8号」に改め、第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居住している者

第12条第2項第5号中「県民税」を「道府県民税」に改め、「市町村民税」の次に「（都民税及び特別区民税を含む。）」を加える。

第3号様式中

「

優先資格のある方	(新設のみ) 1 地元	2 身体障害(級) 精神・知的障害(級)	3 母子	4 父子	5 高齢者	6 永住帰国者(引揚者)	7 子育て・多子	8 高齢者夫婦	9 (空家のみ) 落選優遇	10 公害その他
----------	----------------	-------------------------	------	------	-------	--------------	----------	---------	------------------	----------

を

」

「

優先資格のある方	(新設のみ) 1 地元	2 身体障害(級) 精神・知的障害(級)	3 母子	4 父子	5 高齢者	6 永住帰国者(引揚者)	7 子育て・多子	8 高齢者夫婦	9 (空家のみ) 落選優遇	10 公害その他	11 若者夫婦	12 土砂災害特別警戒区域
----------	----------------	-------------------------	------	------	-------	--------------	----------	---------	------------------	----------	---------	---------------

に改め、

」

「(住宅令第6条第4項該当)」を削り、

「

氏	名	続柄
---	---	----

を

「

氏	名	続柄
(カタカナ)		

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。